

公益社団法人福島県歯科医師会定款

(平成28年6月19日制定) (平成29年3月30日認可)

(平成29年4月1日施行) (令和7年4月1日改正)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会を、公益社団法人福島県歯科医師会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本歯科医師会及び地域歯科医師会との連携のもと、医道の高揚、県民の歯科医療の確立及び公衆衛生・歯科保健の普及向上、並びに歯科医学の進歩発達を図り、もって県民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 医道高揚に関する事項
- 二 社会保障及び医療保障に関する事項
- 三 公衆衛生の普及及び予防医学の研究並びに普及に関する事項
- 四 歯科医学・歯科医療の進歩発展及び教育に関する事項
- 五 医科及び介護分野等との連携に関する事項
- 六 歯科医療及び介護従事者等の教育養成並びに研修に関する事項
- 七 事業所歯科健診等の各種健診に関する事項
- 八 県民及び会員への広報活動に関する事項
- 九 身元確認に関する事項及び災害等緊急時における県民、国民の口腔保健並びに歯科医療の確保に関する事項
- 十 医療制度及び歯科医師の業権並びに歯科医業の合理化に関する事項
- 十一 会員の福祉・健康増進を図り、地域における安定した歯科医療を提供する事項
- 十二 歯科医療従事者の雇用の安定と労働保険事務の委託処理に関する事項
- 十三 その他本会の目的を達成するために必要な事項

② 前項各号の事項を実施するために必要な規則は別に定める。

③ 本会は、必要に応じ関係団体と連携して、事業又は事務を行うことができる。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会は次の会員をもって構成する。

- 一 正会員
- 二 準会員

② 前項の会員の資格は1人いずれか1個とし、重複して取得することはできない。

③ 第1項の会員のうち、栄誉の敬称である終身会員は、別途規則に定める。
(正会員の資格の取得)

第6条 前条の正会員は、日本で歯科医師の免許を受けた者で、かつ、福島県内に就業所又は住居を有する歯科医師のうち、本会の目的及び事業に賛同した者とする。ただし、本会が承認した郡市を区域とする歯科医師会（以下「地域歯科医師会」という。）の会員（福島県歯科医師会の正会員に相当する会員）に限る。

② 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書に入会金を添えて、本会へ提出し、理事会の承認を受けなければならない。

③ 前項の手続きは、定款施行規則で定める。

④ 本会に入会しようとする者は、地域歯科医師会を経て第2項に規定する手続きを行なうものとする。

⑤ 本会は、第2項の諾否を決めたときは、その旨を書面をもって当該入会の申込みをした者に通知する。

⑥ 正会員は、申込み手続きを経て、同時に日本歯科医師会の会員となる。
(正会員の権利)

第7条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定された次に掲げる社員の権利を、第4章に定める代議員と同様に本会に対して行うことができる。

一 同法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

二 同法第32条第2項の権利（代議員名簿の閲覧等）

三 同法第50条第6項の権利（代議員の代理権証明書等の閲覧等）

四 同法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

五 同法第57条第4項の権利（代議員会の議事録の閲覧等）

六 同法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

七 同法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

八 同法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

② 正会員は、本会の行事、学会及び講習会等に参加し、協力し、又は意見を述べることができ、本会から発行する会誌その他の印刷物の頒布を受け、又は購入することができる。

(正会員の義務)

第8条 正会員は、代議員会の決定事項に服する義務を負う。

② 正会員は、本会所定の入会金、会費及び負担金等を本会へ支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 正会員は、任意にいつでも退会することができる。ただし、本会を退会しようとするときは、その旨を記載した書面をその所属の地域歯科医師会を経て本会に提出しなければならない。

② 退会しても支払った入会金、会費及び負担金の返還を受けることはできない。

(身分喪失)

第10条 日本歯科医師会又は地域歯科医師会の会員たる身分を失った者は、当該歯科医師会から本会に通知があったときから本会の正会員たる身分を失うものとする。

(会費等の未納に伴う退会)

第11条 本会は、正会員が1年以上又は1年分に相当する会費若しくは負担金を支払わぬときは、催告し、なお支払わぬときは、退会させることができる。

② 前項により退会となった者が、6ヵ月以内にその未払金を支払ったときは、理事会の承認を得て、正会員の資格を復するものとする。

③ 本条の退会については、第12条第3項の規定を準用する。

(戒告・除名)

第12条 正会員であって、次の各号の一に該当する者は、戒告、正会員の権利(第7条に規定する権利を除く。)の一部停止又は除名することができる。

- 一 歯科医師としての職務を汚した者
- 二 本会の体面を汚した者
- 三 本会の綱紀を乱した者
- 四 正会員たる義務を怠った者

② 前項に規定する戒告、正会員の権利の一部停止又は除名は、裁定審議会に付託し、その審議結果の報告を受け、代議員会の決議を経るものとする。ただし、代議員である正会員の代議員たる資格の喪失については、第15条第1項による。

③ 前項により除名したときは、その旨及び理由の概要を記載した書面をもって、日本歯科医師会、所属の地域歯科医師会及び本人に通知する。

④ 本会から除名された者は、5年を経過した後、裁定に関する規則に従い、理事会の決議を経て再入会することができる。

(準会員)

第13条 準会員は、本会の正会員としての権能を有しないが、本会の定款その他諸規則に従う義務を負い、また、本会主催の歯科医学学会に出席し、その学術研究を発表し、又は本会の会誌及び刊行物を受けることができる。

② 準会員の資格、入会、退会、除名及び会費、負担金等の必要事項は、定款施行規則で定める。

第4章 代議員

(代議員の選出)

第14条 本会は、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

② 代議員の数は、本会の正会員である地域歯科医師会会員30名につき1名とする。ただし、端数についても1名とし、会員30名に満たない地域歯科医師会は1名とする。

③ 代議員を選出するため、本会の正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規則は理事会において別に定める。

④ 代議員は正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議

員選挙に立候補することができる。

- ⑤ 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- ⑥ 第3項の代議員選挙は、2年に1度実施することとし、代議員の任期は、選任後最初の7月1日から2年間とする。ただし、任期満了時において、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（同法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は上記訴えに関する限りにおいて代議員たる地位を失わない（当該代議員は、代議員会において解散以外の事項については議決権を有しないこととする。）。なお、当該代議員は、第2項の代議員の数に含まないものとする。
- ⑦ 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて補充の代議員（以下「予備代議員」という。）を選挙することができる。予備代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- ⑧ 予備代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - 一 当該候補者が予備代議員である旨
 - 二 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の予備代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - 三 同一の代議員（2人以上の代議員の予備として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の予備代議員を選任するときは、当該予備代議員相互間の優先順位
- ⑨ 予備代議員の数、選出方法、任期及び資格の喪失は、代議員の規定を準用する。

（代議員の資格の喪失）

第15条 代議員会は、第12条第1項に掲げる事項に該当する場合、代議員たる義務を怠った場合、その他正当な事由があると認められる場合には、第23条第2項に定めるところにより、代議員の資格を喪失させることができる。この場合、その代議員に対し、代議員会の1週間前までに、理由を付して資格喪失に関する議案の内容を通知し、代議員会において弁明の機会を与えなければならない。なお、本項により代議員の資格を喪失した場合でも、当然には正会員の資格は喪失せず、正会員の資格については第12条の定めに従う。

- ② 前項の他、代議員は、次に掲げる事由によって代議員の資格を失う。
 - 一 第10条により正会員の資格を失ったとき
 - 二 地域歯科医師会の所属を変更したとき
 - 三 辞任したとき
 - 四 死亡又は退会したとき

第5章 代議員会

(構成)

第16条 代議員会は、すべての代議員をもって構成する。

② 前項の代議員会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第17条 代議員会は、次の事項について決議する。

- 一 代議員の資格の喪失
- 二 正会員の除名
- 三 役員（「理事及び監事」をいう。以下同じ。）の選任又は解任
- 四 役員の報酬等の額
- 五 事業計画及び収支予算書の承認
- 六 貸借対照表及び活動計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- 七 財産目録の承認
- 八 定款の変更
- 九 解散及び残余財産の処分
- 十 入会金の額及び会費並びに負担金等の額
- 十一 定款施行規則、役員・代議員・日本歯科医師会代議員及び予備代議員の選挙に関する規則、定款第35条第2項に係る会員の意識調査に関する規則の制定・改廃について、理事会が代議員会に附議した事項
- 十二 裁定審議会委員及び選挙管理委員会委員の選任
- 十三 その他代議員会（社員総会）で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 代議員会は、定時代議員会として毎年度6月に開催する他、必要がある場合に臨時代議員会を開催する。

(招集)

第19条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

② 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、代議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員会の招集を請求することができる。

(代議員提案権)

第20条 総代議員の議決権の30分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、一定の事項を代議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、代議員会の日々の5週間前までにしなければならない。

(議長・副議長)

第21条 代議員会の議長及び副議長は、代議員選挙後最初に開催される代議員会において代議員の中から選出する。任期中にいずれかが欠けた場合には、代議員会で選出する。

(議決権)

第22条 代議員会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

- ② 代議員は、予備代議員を代理人として議決権を代理行使させることができるものとする。ただし、この場合は、代議員会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。また、代理人となった予備代議員は、1名につき1個までしか、代理を受任することはできないものとする。
- ③ 前各項の規定にかかわらず、代議員のうち、日本歯科医師会の正会員でない者は、日本歯科医師会代議員及び予備代議員選出についての議決権を有しない。

(決議)

第23条 代議員会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 代議員の資格の喪失
- 二 正会員の除名
- 三 監事の解任
- 四 定款の変更
- 五 解散
- 六 その他法令で定められた事項

- ③ 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第24条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- ② 議事録は、議長及び当日議長の指名した出席代議員2名がこれに記名押印し、これを本会に保管する。

第6章 役員

(役員を設置)

第25条 本会に次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上16名以内
- 二 監事 3名以内

- ② 理事のうち、1名を会長とし、3名を副会長、1名を専務理事、5名以内を常務理事とする。
- ③ 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- ④ 副会長、専務理事及び常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- ⑤ 前項の他、理事会の決議をもって業務執行理事を選定することができる。
- ⑥ 理事のうち、1名は第14条第1項で定める社員以外の者（以下「外部理事」という。）とする。
- ⑦ 監事のうち、1名は会員又は福島県職員出身者以外の者（以下「外部監事」という。）とする。

⑧ 役員及び代議員は、互に他を兼ねることができない。

(役員を選任)

第26条 役員は、代議員会の決議によって選任する。

② 会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。

③ 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、各理事は、各監事と特別利害関係を有しないものであることとする。

④ 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係にある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

⑤ 役員は、正会員の中から選任する。ただし、外部理事及び外部監事についてはガバナンス強化のため、加えて外部監事については監査機能の専門性を高めるため、学識経験者等の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

② 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

③ 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。

④ 専務理事は、会長の旨を受けて会務を掌理し、本会の業務を執行する。

⑤ 常務理事は、会長の旨を受けてその担当業務を掌理して専務理事を補佐し、本会の業務を執行する。

⑥ 第3項から第5項に定める以外の業務執行理事は、会長の旨を受けて会務を分掌し、本会の業務を執行する。

⑦ 会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務執行理事は、3ヵ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

② 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

② 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

③ 増員として選任された理事の任期は、他の理事の任期の終了する時までとする。

(任期満了等における前任者の職務)

第30条 理事又は監事は、法令に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 役員は、代議員会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第32条 役員に対して、その職務の対価として、代議員会において別に定める報酬等の支給の規則に従って算定した額を代議員会の決議を経て支給することができる。

② 役員に対して、旅費、宿泊料その他費用を弁償することができる。費用の弁償に関し必要な事項については、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(責任の免除)

第33条 役員は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第112条の規定に基づき、この責任は、すべての代議員の同意がなければ、免除することができない。

② 前項の規定にかかわらず、当該役員が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる役員（役員であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第34条 本会に理事会を置く。

② 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

一 本会の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職

② 前項第三号の会長の選定にあたっては、会員の意識を調査し、その結果を参考にすることができる。その方法については別に定める。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

② 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、予め理事会で決めた順位に従い、理事が理事会を招集する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

② 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

② 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 会計及び財産

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書、収支予算書、その他法令で定める書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、代議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

② 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の第一号から第六号までの書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。理事会の承認を受けた第一号、第三号、第四号、第五号、第六号の書類については、定時代議員会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第三号、第四号、第五号、第六号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 活動計算書
- 五 貸借対照表及び活動計算書の附属明細書
- 六 財産目録

② 前項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 監査報告
- 二 理事及び監事の名簿
- 三 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金)

第42条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、代議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 本会は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、代議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、

当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成29年4月1日）から施行する。
- 2 本会の最初の会長は金子振とする。
- 3 本会の移行の登記後最初の理事は、次に掲げる者とし、その任期は平成29年6月の定時代議員会の終結の時までとする。
金子振、柳田教夫、小汲逸郎、木幡孝、海野仁、五十嵐稔、石川伸一、池山丈二、井上文美子、池田知弘、佐藤栄一、伊藤克紀、赤井畑直明、阪本義之、入野孝男
- 4 本会の移行の登記後最初の監事は、次に掲げる者とする。
近内令一、遠藤義隆、高野宏之
- 5 この定款の施行後最初の代議員及び予備代議員は、第14条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員及び予備代議員として選出された者とし、その任期は平成29年6月末日までとする。
- 6 この定款の施行後最初の代議員会の議長及び副議長は、第14条と同じ方法で予め行う代議員選挙によって選出された代議員が、予め行う代議員会において選出した者とし、その任期は、それぞれ平成29年6月末日までとする。
- 7 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、令和7年4月1日から施行する。